

2010(平成22)年10月 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) 開催

- ・議長国、日本
- ・新たな世界目標「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」を採択
- ・ABSに関する名古屋議定書を採択

《 生物多様性戦略計画2011-2020 》

■ 長期目標 (Vision) 2050年

- 「自然と共生する」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■ 短期目標 (Mission) 2020年

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。
→ 抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。
その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福祉と貧困対策に貢献。
そのためには、
(1) 生物多様性への圧力 (損失原因) の軽減・生態系の回復・生物資源の持続可能な利用
(2) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
(3) 適切な資金・能力の促進
(4) 生物多様性の課題と価値が広く認知され、行動につながること (主流化)
(5) 効果的な政策の実施、予防的アプローチと科学に基づく意思決定
が必要。

■ 20の個別目標 (愛知目標)

2020年までに、生物多様性の損失を止めるための、効果的かつ緊急の行動を実施する目標。
この愛知目標は、数値目標を含むより具体的なものとなっている。

※ 愛知目標は、生物多様性条約全体の取組を進めるための枠組みとして位置づけられ、各国が生物多様性の状況や取組の優先度に応じた国別目標を設定し、各国の生物多様性国家戦略の中に組み込んでいくことが求められた。

※ 日本では2012年に生物多様性国家戦略の改定を行い、目標の達成に向けたロードマップを示した。

《 愛知目標 (Target) 》

戦略目標A

各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する

- 目標 1 : 人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
- 目標 2 : 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。
- 目標 3 : 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・運用される。
- 目標 4 : すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。

戦略目標B

生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する

- 目標 5 : 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
- 目標 6 : 水産資源が持続的に漁獲される。
- 目標 7 : 農業・養殖業・林業が持続的に管理される。
- 目標 8 : 汚染が有害でない水準まで抑えられる。
- 目標 9 : 侵略的外来種が制御され、根絶される。
- 目標 10 : サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

戦略目標C

生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する

- 目標 11 : 陸域の 17%、海域の 10%が保護地域等により保全される。
- 目標 12 : 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
- 目標 13 : 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。

戦略目標D

生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する

- 目標 14 : 自然の恵みが提供され、回復・保全される。
- 目標 15 : 劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
- 目標 16 : ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。

戦略目標E

参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する

- 目標 17 : 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。
- 目標 18 : 伝統的意識が尊重され、主流化される。
- 目標 19 : 生物多様性に関する知識・科学技術が改善される。
- 目標 20 : 戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。

《 ABSに関する名古屋議定書 》

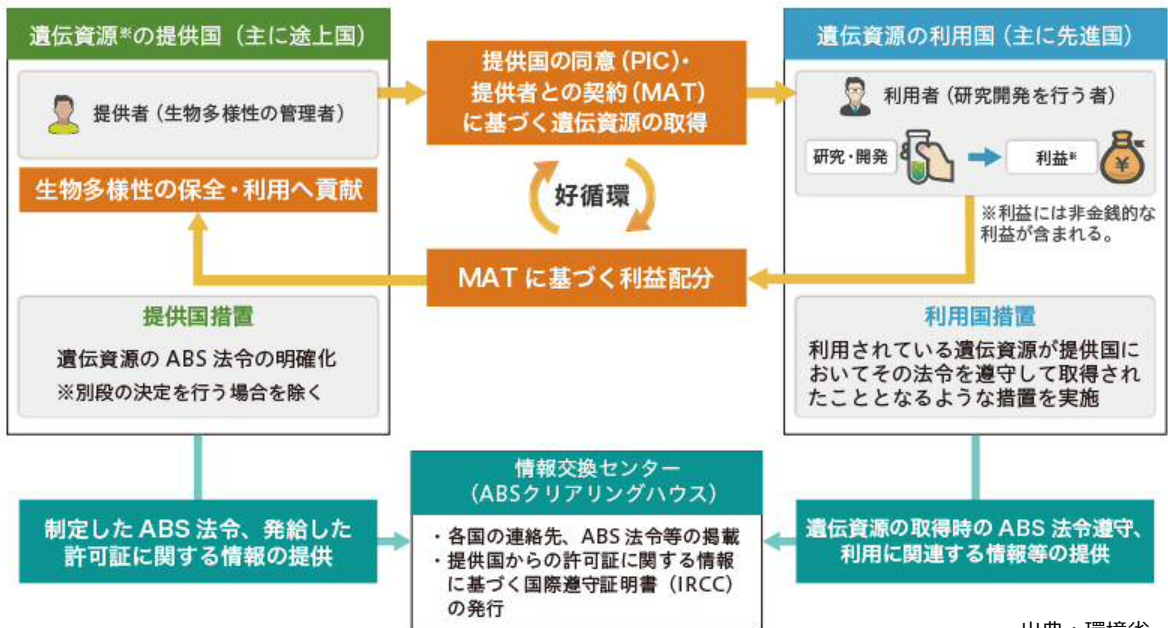
- ・ 正式名称：生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会（ Access ）及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ Benefit-Sharing ）に関する名古屋議定書
- ・ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分は、生物の多様性に関する条約の3つ目の目的に位置づけられており、条約第15条において次のことを規定

- 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を持ち、遺伝資源への取得の機会（アクセス）について定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属する。遺伝資源にアクセスする際は、提供国の国内法令に従う
- 遺伝資源にアクセスする際には、提供国政府による「情報に基づく事前の同意（Prior and informed consent : PIC）」と、提供者との間の「相互に合意する条件（mutually agreed terms:MAT）」の設定が必要

2014(平成26)年10月 名古屋議定書発効
 2017(平成29)年5月 日本は、第193回通常国会で議定書の締結を承認
 ABS指針を公布 ※同年8月20日に効力

(名古屋議定書の概要)

※遺伝資源：有用な遺伝子を持つ動植物・微生物。
 なお、遺伝資源に関連する伝統的な知識も議定書の枠組みの対象に含まれる。



遺伝資源

遺伝の機能的単位(遺伝子)を含む植物・動物・微生物その他に由来する素材で価値のあるもの
 商業的価値があるものだけでなく学術研究に利用する価値や、将来的な利用価値が見込まれるものも含む

【適用外】

- ・ 遺伝資源に関する情報(DNA情報等)
- ・ 人工合成遺伝子
- ・ 生化学化合物
- ・ ヒト遺伝資源
- ・ H29.8.20より前に海外から取得した遺伝資源
- ・ 一般流通品

遺伝資源の利用

遺伝資源の遺伝的または生化学的な構成に関する研究・開発を行うこと

【適用外】

- ・ 食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)が適用される遺伝資源の利用
- ・ パンデミックインフルエンザ事前対策枠組み(PIPF)の対象遺伝資源の利用
- ・ 単なる培養、飼育、栽培
- ・ 単なる製造用原材料使用、粉末・抽出物等の配合など